

北京における商標裁判例の状況に関する私見

—2005年の北京法院における幾つかの事例を切り口として—

郭 禾*

一、序

中国は1980年代初頭より改革開放という大きな政策方針に着手して以来、国際基準をクリアした完成度の高い知的財産権関連の法制度の枠組みを既に構築している。1993年までに、中国では商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等といった知的財産権関連の専門の法律を公布している他、いくつかの基礎法においても特定の章・節で知的財産権に関する法規範を定めている。例えば、現行の『民法通則』と『刑法』では、特定の節において、民事的な権利としての知的財産権と、知的財産権侵害の犯罪行為に関する規定をそれぞれ行っている¹。2001年に中国はWTO（世界貿易機関）に加盟した。そのため、中国は主に特許法、著作権法、商標法の改正を行った。中国の知的財産権制度は、立法上は既に国際的に通用するレベルに到達していると言ふべきであろう。

中国商標法は、中国で公布された最初の知的財産権専門の法律²で、公布以来、既に2度の改正が行われており³、現行法は商標制度を網羅的に規定している。商標事件における裁判では、人民法院は商標法や他の商標権に関する法律に依拠するだけでなく、国務院により公布された『商標法实施条例』等の行政法規や、最高人民法院により作成された司法解釈を適用することが可能である。現在ま

で、最高人民法院は『人民法院による登録商標権の財産保全に関する解釈』⁴、『登録商標専用権侵害行為の訴訟前差止及び証拠保全の法律適用問題に関する解釈』⁵、『商標民事紛争事件審理における法律適用の若干問題に関する解釈』⁶等の司法解釈を既に作成している。

商標法は20数年来実施されつつ日々整備され、法院は裁判を通じ商標法の整備に創造的な貢献を行った。一つ一つの判例が商標法の条文の具体的な解釈であると言ってよい。中国には様々な法院があるが、北京の法院は、最高人民法院の規定により、商標権の民事及び刑事事件や、地方の工商行政管理部門による商標の法的執行行為により生じた行政訴訟を審理する他、商標登録出願、商標紛争または商標移転確認認定等の案件において商標評価審議委員会や商標局に対する不服があった場合の行政訴訟審理を行うよう指定されている。本稿では、北京の各級法院が2005年に審理したいくつかの事件から、中国における商標法の運用に関する具体的な諸問題を明らかにすることを意図している。ここで述べる点は全てを網羅しているものではないため、「管をもって天を窺う」の嫌いがある。筆者はここで系統的に網羅するつもりはなく、事件が反映した問題について議論するのみである。

二、商標行政機関に対する法院の監督

* 中国人民大学法学部教授

商標法によれば、法院は行政管理部門に全

方位的な監督を行う。当事者は商標行政管理部門が行った商標権侵害の処罰決定や、商標局による商標登録出願却下決定の維持や商標登録取消決定等に対し、行政訴訟を提起することができる。このほか、ここ数年来、中国の法院は商標局による商標移転登録の審査認定により惹起された行政訴訟を多く受理している。商標法及び商標法実施条例によると、商標移転登録は移転者と被移転者の双方が商標局に申請する必要がある、商標局での審査認定と公告を経なければならない⁷。商標局は商標法の要求を満たす移転申請に対して審査認定を行い、確認認定を行った後、相応の証明を発給する⁸。これは商標局が商標移転に対して厳格な審査を行わなければならないことを意味している。すなわち、条件をクリアしない移転行為は審査認定を得ることが出来ない。しかしながら、法律にも行政法規にも、商標局による審査過程で審査を行なう必要のある資料に関し直接的な規定が存在しない。2005年初頭、北京第一中級人民法院は、国家工商行政管理総局による商標移転審査認定に対する広州名人路皮革業有限公司の訴訟という行政紛争事件を受理し、同年6月に判決を下した⁹。当該事件の判決は、商標法の登録商標移転に関する規定と商標局の行政行為に対する規定に規範を示した。

広州名人路皮革業有限公司は、2004年12月、自ら登録した商標が非合法に他者に移転され、且つすでに国家工商行政管理総局商標局によって審査認定と公告がなされていることを知り、商標局に対し商標移転審査認定の取消しを求めて提訴した。この事件の争点は、商標局が行政審査義務を尽くしたか否か、すなわち商標局の行為が関連法規の目的を満たしていたか否かであった。商標法及び商標法実施条例によると、登録商標の移転には届出制ではなく審査認定制が採られている。審査認定制の目的は主に移転者と被移転者との間の登録商標移転の法的関係を確認し、商標登録者の権利が本来受けてはならない損害を被

らないようにするためである。しかるに本件において、商標局は単に『登録商標移転申請書の形式が規定を満たしているか、移転者と被移転者の捺印または署名があるか否か、被移転者の主体資格を審査しただけであった。これらの審査は、移転者と被移転者との間の登録商標移転の法律関係を証明するに足りるものではない。被告は少なくとも登録商標移転契約、商標登録証原本、移転者の主体資格証明等の書類に対して審査を行い、登録商標が非合法的に移転されることを防ぐべきであった。故に、法院は、被告が上述の審査義務を果たしていない行為は立法目的に適合せず、商標移転申請に対し審査認定を行った行為は合法的でないため、取り消されるべきであると認定した。

この類の詐欺的手段で商標局から商標登録移転審査認定を取得するという紛争に対し、法律的には多くの解決方法が存在し得る。例えば、商標権者が民事訴訟を提起して当該移転行為の取消し若しくは無効宣告を求める、又は刑事的な手続により非合法的な行為を行った者に対して制裁を行うことである。本件では、商標権者は行政訴訟の提起を選択した。これも1つの有効な方法である。この提訴は、商標局による移転認可行為に対して再審査を行うよう求めるものであった。法院は本件の審理において立法目的と理念を解きおこして、商標局の移転審査認定行為に対する評価を行い、原告の請求を支持した。この判決により、行政機関の行政行為に誤りがあれば、人民法院がそれを必ず追及するということが示された。

三、著名商標の認定と保護について

現行商標法は、著名商標の認定と保護に関して明確に規定している¹⁰。また、国家工商行政管理総局も、『著名商標の認定と保護規定』を公布している。人民法院はいくつかの判決において、事件に関係する商標が著名商

標を構成するかについて直接的に認定を行っている。法律に著名商標保護制度を設ける目的は、本来権利のない者が、勝手に他人の商標の信用を利用して不当に利益を貪ることを防止することにある。しかしながら、著名商標の認定を受けることにより、消費者に対するイメージを確立したいと一部の企業が考えているのが現実である。これは明らかに本末転倒である。一部の企業は、訴訟の中で直接に著名商標の認定請求を行い、法院の認定を得ようとしている。このような方法を法院は認めるべきであろうか？ 中国華能集团公司による廊坊市華能健在有限公司の商標権侵害及び不正競争紛争訴訟において、法院はその可否について答えた。

中国華能集团公司は廊坊市華能健在有限公司を商標権侵害及び不正競争紛争事件で提訴し、その中で登録済の「華能」と「HUA-NENG」商標の著名商標認定を請求した。法院は判決において、商標権侵害の判定を求めた原告の請求を認めたにも拘わらず、著名商標認定の請求は退けた¹¹。著名商標の認定は、商標権又は不正競争に関する法的紛争のより容易な解決を目的としていることは明白であるところ、その認定は法的審判の目的ではなく、紛争解決の一手段である。よって、商標権侵害または不正競争の民事事件の審理において、関係する商標が著名商標であると認定される条件を満たしているが、その認定を行わずとも当該紛争を円満に解決できるのであれば、人民法院は著名商標の認定を行う必要はない。商標法14条の規定により、著名商標認定には非常に厳格な条件と手続を必要としているため、漫然と著名商標認定を行えば、司法資源の無意味な浪費を招くことは必至である。従って、著名商標の認定を行うか否かは、当該事件の妥当な解決に必要なものであるか否かによるとした。

当然のことながら、著名商標はそれが保護される地域で著名でなければならない。もし商標がある国で実際には使用されていなければ、

その国の消費者の心にブランドイメージを構築することは難しい。この見解は、かつて一部の西側諸国からの反対に遭った。その理由は、情報交流が盛んな今日の状況では、実際に使用がなければ大衆にブランドイメージが構築されないとは限らないからである。非常に頻繁かつ迅速な国際交流が行われている今日では、多くの人々の往来があるため、著名商標に関する影響も必ず他国へ波及するというのである。

但し、西側諸国のこのような見解は、北京法院の判決の中ではほとんど支持されなかったように見える。誠品株式有限公司が北京世博偉業不動産開発有限公司の商標専用権侵害を告訴した紛争事件の判決¹²の中で、被告による「chengpin.com.cn」のドメインネーム使用の差止めを求めた原告の訴えに対し、法院は「誠品公司是「誠品」商標が大陸地区で著名性があるということを立証できず、また「誠品」と「ChengPin」が相似標識を構成しないので、誠品公司是大陸地区でも未だ「誠品」商標を実際に使用しておらず、関連する大衆の誤認を引き起こす筈はない」と認定した。これにより、中国の司法機関が認定する著名商標とは中国領域内で著名でなければならないことがわかる。ある商標に中国における著名商標としての取り扱いを望む場合、様々な手段を通じて出来るだけ中国で実際に「使用」し、中国における影響力を広めなければならない。当然のことながら、この「使用」の中には広告または他の宣伝も含まれる。

四、商標と商号の矛盾

中国において、商標登録出願は国家工商行政管理総局商標局が商標法に基づいて審査を行い、商標法をクリアする出願に対しては登録が認可され、商標登録証が発給され、公告がなされる。他方、企業登記は各地方工商行政管理機関が行う。各地の工商行政管理機関は、『企業名称登記管理規定』に基づき、所

轄行政区域内において、同様の企業名称に関する登記の有無を調査するにとどまる。

商標登録と企業名称登記という2つの制度の間に調整ルートが存在しないため、商標と商号の間には2種類の矛盾が生じる可能性がある。①先に登録された商標が他者に商号として登記・使用される場合と、②先に登録された商号が他者に商標出願されて登録・使用される場合である。中国の現行法制上、商標法は商標権者に対し独占的な私権を付与しているが、如何なる法規にも、商号権を専門に規定したものはない。民法通則の人身権の中に企業名称権が規定されている¹³が、商号を専門に規定するものではない。『企業名称登記管理規定』第7条第1項によると「企業名称は、屋号（又は商号、以下同じ。）、業界または経営の特徴、組織形態の組合わせから構成される。」、例えば同仁堂製菓株式会社は企業名称であり、その屋号は単に「同仁堂」である。ここから分かるように、現行の制度下での企業名称権は、単に人に関わる利益の一表現にすぎず、商標権とは別の一種の財産権である。商号は反不正競争法の保護対象となり得る。よって、前述した②の矛盾を解決することは相対的に困難であり、現行制度において更に改善されなければならない点である。

また、①他者の商標を商号として使用する状況については、商標法が商標権の内容と効力を明確にし、加えて『商標民事紛争事件の適用法律の若干問題に関する解釈』1条1項が、「他者が登録した商標と同一または類似の文字を企業の屋号として同一または類似の商品に特に使用し、関連の大衆に誤解を容易にもたらす」行為は、商標権侵害行為であると明確にしているため、この種の紛争は現実において比較的容易に解決される。北京紅獅塗料有限公司が北京紅獅京漆商貿有限公司を商標権侵害で告訴した紛争事件の判決¹⁴を見ると、上記の規定が適用されたことがわかる。当該事件において、原告の北京紅獅塗料有限

公司是「紅獅」という登録商標専用権を認められている。被告の北京紅獅京漆商貿有限公司は営業所の外に、前述の原告の登録商標である標章を掲げ、被告企業の名称及び電話、並びに建築物、天空、植物等の背景を内容とする広告看板を掲げており、その中で、原告の登録商標であるマークを中ほどの特に目立つ部位に掲げた。被告の企業名及び電話は、原告の登録商標である2つの漢字と比較して字体がやや小さかった。このほかにも、被告は、「紅獅京漆」の文字を自らが販売している同種の製品に用いた。法院は、被告によるこれらの行為は、被告の企業名としての正常な使用範囲を逸脱しており、原告の商標権を侵害すると認定した。この事件は、商標と商号の使用において矛盾が生じた場合、商標権者は往々にして優越的地位を有することを示している。

2005年に北京法院で結審した商標関連の事件において、前述した問題以外でも代表的な意義を有するものが多くある。例えば、北京金捷諾科技有限公司が、北京鑫億達北方電子有限公司と北京鑫億達北方電子有限公司海淀分公司を商標専用権侵害で訴えた紛争事件は、製品の並行輸入問題に関するものであった。原告は、韓国サムソン電子株式会社より、中国大陸で『SAMSUNG』商標を独占的に使用するための権限を得ていた。二被告は米国よりサムソン電子の製品を輸入し、且つ製品に『SAMSUNG』の商標を表示した。法院の判決は、中国のWTO加盟により、国際商品の自由貿易が拡大し、商品の自由な流通を保証し、消費者が良質で廉価な商品を購入できるようにする等の要因を考慮し、特に、輸入された商品は真正なブランド商品であって、劣悪な偽ブランド商品ではなく、その品質は国内で商標権者または商標使用権者が生産または販売している商品と基本的に同じであり、一般的には市場秩序をかく乱することにはならないことも考慮し、法律上明確な禁止規定がない状況においては、二被告による米国が

らのサムソンのオプティカル・ディスクメモリーの輸入という商業行為が不当だと認定すべきではないとした¹⁵。この判決は、以前に上海法院が並行輸入の問題に対して採った見方と基本的に同じである。また、米国教育テストサービスセンター（ETS）が、北京市海淀区私立新東方学校に対し提訴した紛争事件では、原告は被告による著作権侵害の他にも、被告による「TOEFL」の商標権侵害について主張した。法院は最終的に、著作権に関する主張は支持したが、商標権についての主張は退けた。その理由として、ETSは出版物や録音テープについてTOEFL商標を合法的に登録しており、新東方学校は「TOEFLシリーズ教材」、「TOEFLヒアリングテープ」において「TOEFL」という文字を使用した¹⁶が、その目的は、出版物の内容とTOEFL試験が関連することを説明・強調し、読者に出版物の内容を知らしめるためであって、出版物の出所を説明するためではなく、読者に商品の出所について誤認混同を引き起こさせることはなかったとした¹⁶。この判決は、商標権の効力は商品の区別という商標の基本的機能に限定され、且つこの種の機能は立法の目的と理念に添うものであり、市場において混乱を生じさせることがない使用は、商標としての使用とみなすべきではないことを明確にした。この視点は、2年前にトヨタ自動車が吉利自動車を提訴した事件の判決にも明確に現れており、本件は再度この視点を明言したに過ぎない。

五、結語

中国の法体系は成文法の体系に属する。成文法では、法律条文の過度の抽象性は免れない。中国の判例を理解することは、法律条文の意味を正確に理解し把握するために非常に有効である。判例は、裁判官の法律条文の理解や法律の実施状況が直接に反映される生きた法律である。言い換えれば、判例は現実生

活における法律の体现である。筆者は、法律条文を熟知していることは勿論、関連の判例を理解しなければ中国法の真の理解をすることはできないと考える。なお、本論はアトランダムにいくつかの側面を取り出したにすぎず、北京法院の商標に関する全てを網羅して示すものではないことを、最後に付言する。

注

- 1 『中華人民共和國民法通則』第94条—第97条、『中華人民共和國刑法』第213条—第220条
- 2 中国の商標法は1982年、特許法は1984年、著作権法は1990年、不正競争防止法は1993年に公布された。
- 3 現在まで、商標法はすでに1993年と2001年の2回の改正を行っている。
- 4 最高人民法院法釈（2001）第1号
- 5 最高人民法院法釈（2002）第2号
- 6 最高人民法院法釈（2002）第32号
- 7 『中華人民共和國商標法』第39条
- 8 『中華人民共和國商標法实施条例』第25条第1項
- 9 北京市第一中級人民法院行政訴訟判決書（2005）一中行初字第197号
- 10 『中華人民共和國商標法』第13条、第14条
- 11 北京市第二中級人民法院民事判決書（2005）二中民終字台46号
- 12 北京市高級人民法院民事判決書（2004）高民終字第1152号
- 13 『中華人民共和國民法通則』第99条第2項
- 14 北京市第二中級人民法院民事判決書（2005）二中民初字第12038号
- 15 北京市海淀区人民法院民事判決書（2005）海民初字第511号
- 16 北京市高級人民法院民事判決書（2003）高民終字第1393号